嘉手納村公報

発行所
嘉手納村役所
(076) 2001
南西印刷所
電 (8)－4321

第六回 臨時議会において

新町通り道路舗装工事費等可決！

本村の第六回臨時議会は去る十一月二十七日に開会し会期を十二月十日迄の十四日と決定し村長提出議案八件と陳情二件を慎重審議の結果それぞれ次のとおり議決し閉会になりましたのでその概要をおしらせします。

議案第二十三号から第二十七号迄の五件はいずれも殺場新設に関する議案でこれはと場法の改正にともない現在のと殺場を改築しなければならなくなりそれにともなうと殺場新築に関する議案であります。

議案第二十三号「財産（土地）の取得について」これはと殺場建設敷地の土地購入の議案でこれを本議会に於いて財政委員会に付託研究せしめ村長提案通り現と殺場東側に約四百坪のと場敷地を購入する事を全会一致で可決になりました。

次に議案第二十四号「一九六三年度と殺場建設費起債について」これも建設経済委員会に付託審議され本議会に於いて村長提案通り㈠起債金額一万五千弗以内、㈡起債目的と場建築費に充当するため、㈢借入利率一弗に付日歩〇〇〇二仙以内 ㈣借入先琉球銀行 ㈤借入時期一九六三年度 ㈥償還方法起債年度を含め五年間に元利償還する但し財政の都合に依り繰り上償還する其の他等について全会一致で可決になりました。

議案第二十五号「一九六三年度第二回嘉手納村才入才出追加更正予算案」これも原案通り可決になりこれに依つて当村の総予算額は前回迄の一一〇、六七三弗に対して今回の追加額二〇、五六五弗で計一三一、二三八弗になつた訳であまりす。今回追加されたものは六款保健衛生費に一九、七二七弗これはと殺場建設請負費土地購入費設計料地均費其の他となつております又九款選挙費に一七九弗これは公明選挙推進費用で全額政府補助金であります。十款公債費に五四三弗これはと場建築債の利子等であります。十一款諸支出金一一六弗となつております。

議案第二十六号「と殺場建設工事請負契約について」これは村条例に議会の議決または選挙人の投票に付すべき契約に関する条例第四条の規定に依り村のすべての請負工事金額一六〇〇弗以上については村議会の議決を得る様になつてをりこれに基いて村長提案通り請負金額一万四千九百弗工事契約者金城祥一其の他の事項について全会一致で承認になりました。

議案第二十七号「財産（と殺場）の取得について」これは新と殺場九六坪の財産取得でこれも原案通り可決になりました。議案第二十八号「寄附を受けることについて」これは新町通り会より道路舗装工事を行うにあたり工費四千六百拾七弗に対して六百拾七弗の自主的寄附をやるからとの申入れがあり受入するか否かについての議案でこれについても原案通り可決になりました。議案第三十号「一九六三年度第二回嘉手納村才入才出追加更正予算案」これは新町通り道路舗装を早急にするためは原案通り可決になりこれに依る労力を費しさらには商品価値を低下せしめ商行為上著しい損失をこうむつて居る現状であり又当村の表玄関でもあるためこれをアスファルト舗装にしてくれとの陳情でこれについては議会並に村当局としてもその必要性を認め又今後村財政のゆるす範囲内で村道路の幹線のみだけでも舗装する必要があると認めその計画調査を行なつていたところ当通り会から陳情が出されたもので、これを全会一致で採択になつたものであります。議案第二十八号「一九六三年度普通土木起債について」これは新町通り道路舗装工事の起債にかんしてこれは新町通り道路舗装を早急にするためは一九六三年度予算（会計年度）では出来ないので起債によつてこれを行う事についての議案で起債金額四千弗以内、借入利率一弗につき日歩〇・〇二%以内償還方法起債年度を含め二ヶ年間に元利償還する但し財政の都合に依り繰上償還する等について原案通り可決になりました議案第二十九号「寄附を受けることについて」これは新町通り会より道路舗装工事を行うにあたり工費四千六百拾七弗に対して六百拾七弗の自主的寄附をやるからとの申入れがあり受入するか否かについての議案でこれについても原案通り可決になりました。議案第三十号「一九六三年度第二回嘉手納村才入才出追加更正予算案」これは新町通り道路舗装工事に関する陳情」と関係がありこれは新町通り会より当道路は年々交通量が増し道路に面する商店は泥水や塵芥を覆い環境衛生は勿論食品衛生管理に支障を」これは新町通り道路舗装原案通り可決になりこれに伴う利子一四五弗計四七六二弗の追加予算であります。これに依つて本村の総予算額は前回迄の一三一二三八弗に対し追加額四七六二弗で計一三六〇〇〇弗となりました。陳情第三号「宮前幼児園敷地として村有地の使用許可について陳情」この件は現在宮前幼児園は宮前小学校敷地内にありますが宮前小学校ですら狭隘であるのに幼児園迄となるとますます狭隘となります又今后宮前小学校の生徒も年々増して行くいっぽうであり それに宮前幼児園を公立幼児園にすべく計画を進めており公立幼児園設置基準に依ると（現在々籍二二〇名位）園舎及び施設々備用地に五六〇平方米で計一一〇〇五四〇平方米の敷地が必要でありますます又教育環境それに運営管理等からして村有である野国総管宮敷地前に幼児園敷地として村有地の使用を許可してもらうようにとの陳情であります。これについては綜合グラウンド計画等とも関係があり十二月の定例議会迄財政委員会に再び閉会中の継続審査させる事になりました。

以上第六回嘉手納村臨時議会のもようをかんたんにお知らせします。

教育委員の任期及び職務権限について！

来る三月三日に当教育区教育委員二名の選挙が行われることは当村選挙管理委員会の告示によりすでに御承知のことだ、と思います。一九五二年に始めて教育委員選挙が、執行されここに十余年の歳月が、流れ今回が、その六回目の教育委員選挙に当るわけで、あります。琉球の現教育制度に於いては一教育区の委員の数は五人で組織するようになり人口十万人以上の場合のみ七人ということに教育法に定められているので、あります。従つて那覇市を除く全琉の市町村はその大小を問はず、五人で、構成されていることになります。教育委員の任期は四年になつて居りますが、次の場合は選挙の得票数によつて任期が違うので、あります。すなはち①選挙される委員数が五人の場合は得票数の多い三人は四年委員残り二人は二年委員ということになります。②選挙される委員数が四人の場合に得票数の多い三人は四年一人は二年になります。(3)選挙される委員数が三人もしくは二人の場合全委員共に任期四年であります。

以上列挙しました一二の場合得票数が、同数の場合又は無投票当選の場合は抽せんによりその任期が、決定されるわけであります。

教育委員の選挙は半数交代制の主旨から隔年毎の三月中に行わなければならず、原則として委員の定数が、七人の場合は四人及び三人五人の場合は三人及び二人を交互に改選するようになつて居ります。当教育区では五人の委員で組織されますので、一人でも、欠員が生じた場合は委員の被選挙権を有するもののうちから三十日以内に補充選任しなければならずこれを補充委員というのであります。

今まで申しのべたことは市町村議会議員選挙とは一部を除けば随分異なる点だといへると思います。教育委員の選挙権及び被選挙権は市町村議会議員選挙法によりますので二十才以上であれば選挙権、二五才以上であれば被選挙権を有するわけであります。選挙事務は市町村の選挙管理委員会が管理することになつてをります。

さて私達が選出した教育委員は如何なる仕事をやるのかと申し上げますと、法の規定する所により「委員会は当該教育区を統括しこれを代表する」となつていますので小中学校その他の教育機関を所管し教育長の助言を得て総ての事務を行なうのであります。主なものを挙げますと才入才出予算の編成（教育税額の決定も含む）に当り、各学校の資金の使途を決定しその支払を承認するのであります。

又各学校の教職員及び教育機関の職員の任免等人事一切に関することも大きな仕事の一つであります。教育財産の取得や管理、規則の制定又は改廃、社会教育全般、教職員並びに児童生徒の保健衛生、安全福利厚生に関すること、学校給食から学令児童の就学、入学、転学、退学等に関することの一切の仕事をするのであります。勿論その中には事務の委任規則により教育長に委任されたのもありますが総ての重要問題は五人の委員によつて審議決定されるのであります。

以上教育委員会の組織及び委員の任期、職務権限の概略を申し上げましたが、教育の重要さに鑑みて来る三月三日現行の教育委員選挙には一人の棄権者もなく自己の権利を行使して立派な教育委員を選出していただきますようお願い申し上げます。

各区別有権者数調

種別	総選挙人名簿		補充選挙人名簿		計
区別	男	女	男	女	
1	243	264	19	14	540
2	274	315	17	24	630
3	200	241	19	40	500
4	298	462	42	49	851
5	191	232	40	35	498
6	247	313	32	42	334
7	258	321	38	43	655
8	242	295	19	36	592
9	279	360	47	52	738
10	146	188	67	112	513
11	401	463	22	28	913
計	2,774	3,454	362	475	7,065

「註」① 総選挙人名簿は1962年8月31日確定

② 補充選挙人名簿は1963年2月7日現在で確定日付は2月2日

第八回定例議会において

主席公選市町村交付税の大巾増額等について要請決議

本村の第八回定例議会は昨年十二月二十四日に開会、会期を十二月二十六日までの三日間と決定し、村長提出議案三件と議員提出案件四件及び陳情一件を慎重審議の結果それぞれ次のとおり議決して閉会になりましたのでその概要を御報告申し上げます。

▲議案第三十一号嘉手納村税条例の一部改正する条例案（十二月二十四日原案可決）▲議案第三十二号嘉手納村給与支給条例の一部改正する条例案（十二月二十六日原案可決）▲議案第三十三号一九六三年度第四回嘉手納村才入才出追加更正予算案）十二月二十六日原案可決、これにより当村の総予算額は前回迄の一三六〇〇〇弗に対し追加額四一〇四弗で計一四〇、一〇四弗になりました）▲議案三十四号嘉手納村敬老年金贈与条例案（十二月二十五日総務委員会付託、閉会中の継続審議）▲決議案第八号主席公選要求決議案（十二月二十六日修正可決）決議案第九号市町村交付税の大巾増額要請に関する決議案（十二月二十六日修正可決▲決議案第十号砂糖の貿易自由化阻止要請に関する決議案（十二月二十六日修正可決）▲陳情第三号宮前幼児園敷地として村有地の使用許可について陳情（十二月二十五日採択）

第八回定例議会において審議した案件は全部で八件となつております。全案件について詳細に御報告申し上げたいのでありますが、紙面の都合もありますので議案三十一号と議案三十四号については次回に報告することに致しまして今回は宮前幼児園敷地に関する陳情の審議経過の概要と決議案八号九号十号についての決議文全文をお知らせいたします。この陳情は昨年九月十八日付をもつて教育委員会から議会並に村当局宛に提出されたものでありますが議会では陳情書の別紙図面に示された希望場所について幼児園敷地としての適否、総合グラウンドの今後の計画観光計画及び野国総管宮との関係その他の面から慎重に検討する必要がありましたので九月十八日の本会議において財政委員会に付託すると共に閉会中も継続審査するよう議決したものであります付託を受けた財政委員会においては十一月十九日及び二十日の二日間に亘り委員会を開催し宮前幼児園敷地として教育委員会の希望する場所を現地調査すると共に関係者の説明及び意見を聴取し総ゆる観点から検討を加えた結果最初の希望地（総管宮前第一鳥居の北側即ち招魂之塔に至る参道を含めその西側一帯よりも総管宮前の空地（グラウンド北側の傾斜地）が適当な場所であるとの結論に達したので十一月二十七日に招集されました第六回臨時議会においてそのとおり報告がなされたのであります。しかしながら村民会館の正面（グランドウ内）も適当な場所ではないかという意見も提出されたので未だ研究する余地が残つているということで十二月十日の会期最終日に財政委員会に再付託され閉会中の継続審査にもちこまれたのであります。財政委員会では十二月十九日委員会を開催し(1)幼児園敷地としての周囲の環境(2)総合グラウンドの将来の計画(3)財政的問題(4)総管宮との関係その他の面について再び慎重審議が行われた結果次の理由により前会同様に幼児園敷地としては総管宮前の空地が最適地であるとの結論に達したわけであります。

現在の総合グラウンドは小中校の運動場としてまた野球場として青少年職場団体等の体育の向上に年中使用している状態でありますが第三種以上のグラウンドとして公認された場合は小中校の運動場あるいは野球場として使用することが出来ないとのことであります。したがつて従来どおり使用するためには第四種公認グラウンドとして申請しなければならない状態であります。また幼児園の園舎を村民会館前（グラウンド南側）に建てた場合は周囲の環境上も総管宮前よりきけん性が大きいということであります。次に現在の村民会館前に園舎を建てグラウンド北側を拡張した場合グラウンド北側は相当な高い断面となつて風致を阻害しお宮の威厳を失うことになります。また村民会館前に園舎を建てる場合には現在の南側スタンドに代るべきスタンドを新設する必要がありそのため敷地は凹地となり埋土しなければならないので宮前小学校敷地内の埋土工事がむずかしくなり莫大な経費を要することになります。また公立幼児園にするため教育委員会としてはおそくとも六三年度中には貸していただきたいとの希望があります。教育委員会としても公立幼児園の早期実現を期しているようであり もし南側に建てるとなるとその前にグラウンド北側の拡張工事をしなければなりません。しかしながら村としてはその他の各種事業をひかえているので財政上早期支出は困難な状態にあります。以上の理由によつて宮前幼児園敷地としては総管宮前の空地が適当な場所であると再確認され第八回定例議会第二日目の十二月二十五日の本会議においてこの陳情は採択されたのであります。その翌日十二月二十六日の本会議において主席公選に関する要請決議と市町村交付税の大巾増額に関する要請決議及び砂糖の貿易自由化阻止に関する要請決議がなされましたのでその決議全文を掲載いたします。

（二面に続く）

嘉手納村軍用地主協会が軍用地料値上要請

当村軍用地主協会では去る二月十五日役員会を催し一九六四年度以降の軍地料価上について話しあったところ次の通り沖縄市町村軍用土地委員会連合会に要請することになりましたのでその要請書を全文記載致します。

要請書

自己所有の土地の一部又はすべてを米合衆国の需要に供した私達軍用地々主の大部分は居住地域において借地生活をやむなく続けているものである。人口の密度からして世界の一位にある琉球において特に軍用地の接収率からして全琉球一である嘉手納村の如きは総面積の八五%に及ぶこうだいの土地を米合衆国が使用するところとなり勢い軍用地以外の居住地域における人口密度は限度にきており狭少な民用地において宅地の需要を確保するためには高額の地料をもいとはず地目等級の如何にかかはらず使用目的によって賃借をなしている。土地借賃安定法の目的は当事者間の衡平を保持し且つ経済の安定に資するということだが軍用地と民間地と比較し軍用地は非常に不利益となっている事態を考究していただき来たる一九六四年度における地料改定に当っては次の二点を十分に考慮して軍用地料算定方法を合理的にしてもらいたい。

㈠生産収益によって地料算定した場合のむじゅんについて

嘉手納村は農耕地総面積二、二九三、七二八坪余の内約九七%が軍用地であり、残されたわずか三%も住宅の需要に供するためほとんど宅地として使用されているのが現状で今日耕作されている農耕地とは荒ぶ地や山林原野等の開発によって生れた耕地であり、このような土質地形の悪い土地による生産高を甚そとして肥沃であった軍用地内の九七%に及ぶこう大な農耕地と同率に比することは不合理であり、かかる算定の方法を是正していただきたい。

㈡米合衆国が接収した当時の地目等級によって地料を算定した場合のむじゅんについて

終戦後十八年にして現在尚接収当時の地目等級で以つてその土地の利用度を算定したならば社会の経済事情からゆうりさせ軍用地々主の生活を窮地においこむ結果となりかねない、軍用地の地目等級は戦後の幼稚な土地調査によって附されたものであり各地域において相当に誤謬があることも衆知のとおりである。この種の誤謬訂正を行うにも軍用地に関する限り指令第三号によって抑圧され制限されている事実である。私達が居住している民用地においてもほとんどの土地は地目等級は変ぼうし一八年前に附された地目等級によってはすべての土地の評価はこんなんな状態にあります。軍用地においても軍施設の構築によっていちじるしく地目等級は変ぼうしているにかかわらず接収当時の地目等級によって軍地料を算定することは不合理であり、かかる算定の方法を是正していただきたい。

この様な不合理性を全面的に是正するために私達嘉手納村の軍用地々主は来たる一九六四年度における地料改定にあたっては軍用地内の全農耕地に対する地料の算定方法を従来の生産収益による算定方法から米合衆国が構築した空軍基地の使用価値による算定方法を用いて適正な評価をして下さいますよう要請致します。

以上の様な旨しの要請書を沖縄市町村軍用土地委員会連合会に提出するようになってをり又コザ市嘉手納村軍用地主連合協議会に於いても要請書を提出するようになってをります。そこで嘉手納村軍用地主協会ではきたる六四年度の軍用地料改定にあたっては皆様方軍用地主の団結によってしかこれを実現させる事は出来ないので皆様の御指導御協力を強く要望しております。

△主席公選に関する要請決議

民主政治は民意によって行主席公選を実現すると公約われるものであるしかるに我々沖縄に於いては県民の直接意思を問うことなくアメリカの高等弁務官の任命する主席によって行政が行われている。アメリカは沖縄県民の主席公選の要求をそらすために自治権拡大の看板をかかげつつも立法院の指名制を用い依然として行政主席の任命を強行している。これは県民の意思に反し民主々義に逆行するものである。沖縄の各政党は去った十一月の立法院議員総選挙に於いて県民に対し主席公選を実現するとしている。したがって県民の代表たる立法院はただちに主席公選を実現するためにあらゆる努力をはらうべきである。

ここに本村議会は県民の要求にこたえて立法院及び行政府が主席公選の実現のために強力に推進してもらうよう要請する。

右決議する

一九六二年十二月二六日

嘉手納村議会

立法院議長
行政主席　殿
高等弁務官

△市町村交付税の大巾増額に関する要請決議

市町村交付税法は市町村行政の計画的な運営を保障し市町村の自主独立性を強化することを目的とすると規定している。しかるにこの立法の目的を果すための財源はきわめて貧弱な現状である沖縄における市町村交付税は市町村の財政需要を琉球政府が過少に見積っている現状であり本土に比してきわめて僅少である。これでは市町村の自主独立性をはかるという市町村交付税法の目的を達成することは出来ない。市町村自治の発展はその市町村の財政を強化することであり本土並の民主向上をはかるためにも市町村交付税を大巾に増額すべきである。

ここに本村議会は市町村の自主独立性の強化という目的達成のためにそして市町村行政の計画的運営を保障する財源として市町村交付税を大巾に増額していただくよう強く要請する。

右決議する。

一九六二年十二月二十六日

嘉手納村議会

立法院議長
行政主席
高等弁務官殿

△砂糖の貿易自由化阻止に関する要請決議

第二次世界大戦によって壊滅的打撃を受けた沖縄の砂糖業は米軍の土地接収による耕地の狭隘めぐまれない自然条件下にありながらも農民をはじめ糖業関係者の非常なる努力と本土政府の通商関税上の特恵措置によって戦前の水準まで復興し農家経済の支えとなっている。しかしながら本土政府は国際情勢に対応するため と称して砂糖の貿易自由化を検討しつつあることが報道されている。

もしも砂糖の貿易自由化が実施されるならば沖縄の糖業は致命的打撃をうけて衰亡し糖業中心の沖縄全農家の経済は破滅する外はない故に嘉手納村議会は沖縄の最重要基幹産業である糖業を保護育成し農家経済の破滅を防ぐために砂糖の貿易自由化を極力阻止していただくよう強く要請する。

右決議する

一九六二年十二月二十六日

沖縄県嘉手納村議会

日本政府衆参議院議長
立法院議長
行政主席殿

七十九名が合同で「ウ」年を祝う！

本村主催第六回生年合同祝賀会が去る一月十二日の午後一時すぎから琉映館においておよそ四〇〇名の一般会員と七十九名の該当者が参加して盛大に行なわれました。例年までは六十一才以上の方々も招待して実施しておりましたが今年から該当者をおまねきして催されました。これは新生活運動の一環として行なはれてをり、この行事は新正が微ていされていないだけにそれだけのむずかしさがありますが、今年も該当者の各家庭では出来るだけ簡素にやっていただくように確認しあっておりますので該当者の方々の自覚がぜひ必要であります。又このような生活改善運動も一朝一夕に改善されるものではなく気長にとりくまなければならない運動でありまして年々改善されて行くものと思いますので今後ともこれが改善に村民各位の御指導並に御協力をお願いします。

本村青年会主催で今年二十才になった若人百五十四名を琉映館にまねいて成人式を行ないました。このような行事が本村で行なわれるのは始めてのことでこの以上の方々も招待して実施望があって七十三才以上の該当者をおまねきして催されました。これは新生活運動の一環として行なはれてをり、この行事は新正が微ていされていないだけにそれだけのむずかしさがあります。

社会人としてのスタートを祝う

本村青年会が

さる十三日の午後二時から本村青年会主催で今年二十才になった若人百五十四名を琉映館にまねいて成人式を行ないました。このような行事が本村で行なわれるのは始めてのことでこの日は第一回目の青年祭もかねての行事とあって会場には来賓を始め青年会員などおよそ二百名が参加して盛会だった。この日社会人として仲間いりした若人たちは青年会から配られたまん中に根株の占める大きさより三〇糎位大きくします根は横だけでなく下方にも伸びるものです。

〃林業メモ〃

苗木の植え方について

①予定の苗木が届いたら植えたい場所において生長後を考えながら間隔を充分にとり型や配列をよく考えて位置を決定する。

②位置が決ったら植え穴を大きく掘ります。深さ直径ともに根株の占める大きさより三〇糎位大きくします根は横だけでなく下方にも伸びるものです。

③植え穴の底へ畑土とよく腐ったたい肥の混じった肥土を入れ、中高に盛り基肥として化成肥料と油粕を七対三の割合に混合したものを約二にぎり位入れ土とよく混ぜておきます。

④苗木の根が折れたり傷んだりしたものは、今一度切りなおしてから植えつけます。鉢や箱に植える場合は多少切りつめることはよいのですが、無理に折りまげて植えることはよくありません。

⑤植え穴に苗木を入れたら活花の要領でその木の形や裏表傾斜などを直し旧の位置と同じ深さになるよう調節します。深過ぎても浅過ぎてもよくない。むしろ浅植えの方が無難です。

⑥大苗や丈の高い木などでは植え位置が決ったら丸太か杭、竹、綱などで仮の支柱を立て動かないように固定してから土をもどす。

⑦土を三分の二位植穴に入れたらタップリ水をかけ水と一しょに土が根の間に入るようにしてやります。

⑧水がしみこんだらさらに土を入れて根の囲りに円をつくつて土を盛り、その中にまたかん水します。

⑧植え終ったら地均らしをします。この時根元へ土を盛ったり、深く植えてはいけません。むしろ深植えになったら土を取り除く方がよいのです。

⑩屋敷林や街路樹は植穴附近の土を防アリ処理しましょう。

⑪後は支柱の強化やかん水を忘れず心から木を愛し育てることです。

以上のことをまもればどんな木でも必らず活着生育します。

大空に七色の虹

本村の消防出初式

さる一月六日全琉一斉に「う」と消防車をつらねて六十三年度のスタートをパレードしました。またこの日の午後からは那覇市のハシゴ車や空軍、それに読谷の消防車なども参加して三和相互銀行前で空を七色にそめる着色放水が行なわれました。十、五度という寒風をついてずぶぬれになって活躍する消防隊員に人垣をつくった村民は日頃の感謝の意をこめた激励の拍手をおくっていました。その後三和銀行の屋上からハシゴ車を利用しての救出訓練を行ない意義ある一九六三年度の消防出初式を無事終了しました。なおこの日空軍消防隊から本村消防隊に、消防協会から嘉手納署の与感巡査にそれぞれ感謝状が贈られました。

〃人事往来〃

▲総務課長宮城景明氏は一九六一年十二月十三日より長期にわたり病気療養中でありましたが、一身上の都合により退職することになりました。氏は戦後当村の戸籍主任、そして総務課長として十三ケ年余務め職員はもちろん村民からもしたわれてをりましたのに退職することになったことはまことに残念であります

▲建設課主事補金城明氏は自治労本部の専従職員に就任のため去る二月一日より六月三十日迄休職することになりました。これは労働組合法に基いて専従職員に関する労働協約を村長と組合が結んだものであります

育英会に二十ドル寄贈

奥間三郎さんは一月二十三日に本村育英会に二十ドルを御寄贈下さいました。これはさる一月十六日に不帰の人となられた故祖母マツルさんの香典返しとして寄贈されたもので、育英会では感謝しています。

嘉手納村人口動態，1963年1月末現在

区別＼種別	世帯数	男子	女子	計
1区	180	502	481	943
2区	222	609	619	1,228
3区	158	451	478	929
4区	332	756	868	1,624
5区	204	479	525	1,004
6区	255	611	644	1,255
7区	189	603	643	1,246
8区	218	580	611	1,191
9区	306	712	760	1,472
10区	217	424	570	994
11区	292	818	848	1,666
計	2,559	6,545	7,047	1,3592